

水道GLP(水道水・浄水基準51項目)の認定取得

宮崎県公衆衛生センターは、平成30年7月17日に(公財)日本水道協会から、水質検査結果の精度と信頼性を保証する「水道水質優良試験所規範(水道GLP)」の認定を受けました。これにより、当センターの水質検査が高い水準にあることを第3者機関によって評価されました。

- 認定番号 : JWVA-GLP138
- 認定基準 : 水道水質検査優良検査所規範
- 認定範囲 : 水道水質基準項目<51項目> 水道水・浄水
- 認定日 : 平成30年7月17日



* GLP(Good Laboratory Practice)とは、試験業務が高い精度を維持するための管理基準です。

宮崎県公衆衛生センターは、「水道法」に基づく厚生労働大臣登録検査機関(第10号)として、水質検査を行っています。昭和43年に設立し、平成30年で50周年を迎えることができました。今後とも高い水質検査技術をいかして各種法令等に適合した「安全な水」をお届けするために一層努力いたします。安心してお任せ下さい。

(水質検査事業内容)

- ・上水道及び簡易水道の水質検査
- ・ビル管理法による検査
- ・飲用井戸等の検査
- ・浴槽水(レジオネラ属菌等)の検査
- ・プール水検査

(お問い合わせ先)

厚生労働大臣登録検査機関

一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1番地2 宮崎県総合保健センター 1F

TEL:0985-24-7400

FAX:0985-24-8588

